

鈴鹿市立桜島小学校PTA会則

◆ 第一章 総則

第一条（名称と事務局）

この会は鈴鹿市立桜島小学校PTAと称し、事務局を桜島小学校に置く。

第二条（目的）

この会は、家庭と学校と地域社会が一体となり子供たちの幸せと健全な成長を念願し、人間性を尊重する教育環境を実現することを目的とする。

第三条（事業）

この会は第二条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 児童の健全育成に関すること。
- 2 教育施設、環境改善に関すること。
- 3 会員の教養の向上に関すること。
- 4 その他目的達成に必要なこと。

第四条（会員）

- 1 この会は桜島小学校児童の保護者及び桜島小学校教職員をもって組織する。
- 2 第十三条に定める総会の成立・議決及び臨時総会の開催に関わる会員数は、一世帯あたり一議席とみなす。

第五条（会計）

- 1 この会の運営及び活動に必要な費用は会費でまかない、金額は総会で決定する。
- 2 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて執行する。
- 3 この会の決算は会計監査を経て総会の承認を得るものとする。
- 4 この会の会計年度は4月1日より3月31日までの1年間とする。

第六条（会費）

- 1 会費は総会により決議された年額2,800円である。
- 2 会費は年度初めに納入する。年度内の入会は月235円とし、3月までの会費を徴収する。
- 3 退会については、会費の返納はしない。

◆ 第二章 役員

第七条（役員）

本会に、次の役員をおく。

- 1) 本部役員
- 2) 会計監査委員
- 3) サポート委員
- 4) 地区委員

第八条（役員就任の責務）

会員は、原則として児童在校中に一子につき1回、いずれかの役員の任に就く責務を有す。
なお、役員の選出方法は別に細則を定める。

第九条（役員の任期）

役員の任期は、総会から次年度の総会までの1年とし、再任は妨げない。

第十条（本部役員及び会計監査委員）

1 本部役員

1) この会は次の本部役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名（第 1 副会長 1、第 2 副会長 1）
書 記	4 名（保護者 3、教員 1）
会 計	4 名（保護者 3、教員 1）
顧 問	2 名（保護者 1、教員 1）

2) 会長はこの会を代表し、機関会議を招集し、総会及び運営委員会の決定に基づいて会務をつかさどる。

3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4) 書記はこの会の文書事務並びに会議の記録等をつかさどる。

5) 会計は会計事務を処理する。

6) 顧問は会長の要請に応じ、この会の会務に関し助言する。

2 会計監査委員

1) この会は会計を監査するために 3 名（保護者 2、教員 1）の会計監査委員を置く。

2) 会計監査委員の保護者 2 名は前年度役員より選出する。

3) 会計監査委員の就任は、全会員二分の一以上の承認で決定する。

◆ 第三章 組織

第十一条（機関会議）

本会に次の機関を置く。

- 1) 総会
- 2) 運営委員会
- 3) 本部役員会
- 4) サポート委員会
- 5) 地区委員会
- 6) 選挙管理委員会

第十二条（総会）

1 総会はこの会の最高決議機関であり、全会員で構成する。

2 総会は出席会員の中から議長を選び次のことを行う。

- 1) 活動報告、活動計画の検討と承認
- 2) 予算・決算の審議と承認
- 3) その他重要事項の審議と承認

3 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度始めに開催する。

臨時総会は運営委員会が必要と認めたときに開催する。

4 総会は全会員の二分の一以上（委任状を含む）の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決定する。可否同数の時は議長が決定する。

5 総会開催方法は書面表決で行うこととする。書面表決で決議できないと運営委員会が判断した場合は、集会形式での総会を開催する。

第十三条（運営委員会）

1 運営委員会はこの会の運営と活動に責任を持つ最高執行機関で、その構成員は本部役員、各学年長、地区委員長とし、以下の任務を行う

- 1) 総会で決定された事項を実行する。緊急事項はその都度審議・処理して事後の総会承認を得る。
- 2) 地区委員会で立案された活動計画、予算案、活動報告、決算案等検討して総会に提出する。

2 運営委員会は会長が必要と認めたときに開催する。

3 運営委員会は構成員の三分の二以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

4 地区委員長・学年長が欠席する場合は、副地区委員長・副学年長が代理出席をする。

第十四条（本部役員会）

- 1 本部役員会は、本部役員で構成し、会長が必要と認めた時に召集するものとする。
- 2 本部役員会は運営委員会に必要な事項を協議・調整する。

第十五条（地区委員会）

地区委員は各地区において所定の人数を選出し、地区を代表し子供達の校外における生活指導並びに交通安全指導の計画と実施及び各種団体の行事に協力する。

第十六条（サポート委員会）

- 1 サポート委員会は本部役員及びサポート委員によって構成される。
- 2 サポート委員会は会長が必要と判断した場合に開催する。

第十七条（選挙管理委員）

- 1 選挙管理委員は運営委員会の中から8名選出する。
- 2 選挙管理委員はその任務を終了したときに解任される。

第十八条（特別委員会）

運営委員会が必要と認めたときは特別委員会を設けて活動を進めることができる。
特別委員会はその目的が達成できたときに解散する。

◆ 第四章 附則

第二十一条（予算）

- 1 予算案は以下の手順に従って作成する。
 - 1) 地区委員会・サークルは、年度当初に前年度の活動報告及び決算を検討し、新年度活動計画原案と必要な費用を概算して運営委員会に提出する。
 - 2) 本部役員会は、会費収入見積と運営に必要な費用を概算して、運営委員会に提出する。
 - 3) 運営委員会は、各種原案及び概算資料をもとに活動計画案と予算案を作成する。
- 2 補正予算
 - 1) 運営委員会は、運営を円滑に活動を充実・促進するために、年度途中で当初予算を補正することができる。ただし、会費収入を超過する補正予算をたてる必要が生じた場合は、臨時総会に諮らなければならない。
 - 2) 地区委員会は、年度半ばに活動計画の実施状況と予算状況を検討し、年度末までを予測してその資料を運営委員会に提出する。
 - 3) 運営委員会は、提出資料を活動計画・予算に照合のうえ検討し、補正予算をつくる。
 - 4) 補正予算は会員に知らせる。
- 3 予算執行
 - 1) 予備費の支出、費目変更、流用は運営委員会の承認を必要とする。
 - 2) 各種活動の費用は、各責任者の請求書によって会計役員から受領し、支払い先の領収書（またはこれに変わるもの）を提出する。
 - 3) 会計役員は、会長の承認を得て支払いするものとする。

第二十二条（サークル活動）

- 1 以下の条件を整えたサークルは、運営委員会の承認があれば、サークル活動をすることができる。
 - ・目的がPTAの目的と一致していること。
 - ・一定の参加者がいること。
 - ・定例的に行われること。
 - ・責任者がいて報告できること。
 - ・費用は参加者が負担すること。
- 2 サークル活動はその内容により補助金を受けることができる。

第二十三条（慶弔規定）

会員及び児童の死去には10,000円の弔慰金を贈る。

第二十四条（旅費規程）

P T A活動にともなう旅費として、学校区以外の場合は一律500円を支払う。

第二十五条（細則）

- 1 この会の円滑な運営を進めるために、会則を補完する細則を定めることができる。
- 2 細則は運営委員会において審議、決議して定める。
- 3 細則を制定、改廃した場合にはその結果を次期総会までに報告しなければならない。

第二十六条（会則の改廃）

この会則の改廃は総会出席者の三分の二以上の賛成を必要とし、承認された日より施行する。

この会則は平成26年4月26日より施行済。

改定：令和5年5月2日

改定：令和6年9月18日

■新年度 地区委員の選出に関する細則

第一条

この細則は、桜島小学校 PTA 会則に定める新年度地区委員の選出に関する事項を定める。

第二条 役員就任の責務

会員は、会則の定め通り、原則として児童の在校中に一子につき一回、いずれかの役員の任に就く責務を有する。地区委員に選出され、会則に定める任期を満了した者は、同責務を果たしたものとする。

なお、前任者の退任等に従い期中に選出された役員については、前任者の残任期間を任期とし、同任期を満了した場合、同責務を果たしたものとする。

第三条 免責事項

- 1) 本部役員経験者
 - 2) 鈴鹿市 PTA 連合会 派遣役員の2年任期を満了した者
 - 3) 前年度役員就任者（1年休み）専門部長（3年休み）地区委員長（3年休み）学年長（2年休み）
 - 4) 支援学級世帯・3歳未満児のいる世帯（新年度4月現在）・通訳を必要とする世帯・妊婦
 - 5) 地区委員長の選出に関しては、各機関で責任者（長）を経験した者、未就学児のいる世帯は免除する。
 - 6) 鈴鹿市 PTA 連合会 派遣役員または次年度の派遣役員及びその補欠に確定した者
- ※) なお、上記1)～5)対象者でも、立候補は受け付ける。

第四条 選出時期

地区委員の選出は、新年度本部役員の選出前（11月中～12月中）に行う。具体的な日程は、旧年度本部役員が定める。

第五条 選出方法

地区毎に旧年度地区委員にて選出する。所定人数の役員と補欠者（指定地区は委員長・副委員長および補欠者）を、現5年生（補欠者は現4年生）の保護者から選出し始め、該当者がいない場合、順次下の学年にて選出して行く。なお、地区委員長は地区委員を兼務する。（令和6年度補欠者より運用）

また、旧年度の補欠者より新年度の地区委員を繰上げ当確する。（※平成27年度の補欠者より運用）地区委員と補欠者の決定後、旧年度地区委員長経由で旧年度会長へ報告する。

第六条 選出人数・地区委員長・副地区委員長

地区毎の選出人数は、別表の通りとする。（◎：地区委員長、○副委員長を1名選出する）

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
箱塚	1	1	1	1	1○	1◎
一色・ラバンテ	1	1	1	1	1	1○
暁1-2	1	1	1	1	1	1
暁3-4	2	2	2	2	2	2
団地市営	1	1	1	1	1	1
団地県営	1	1	1	1	1	1
桜島1	1	1	1	1	1	1
桜島2-3（南・東）	2	2	2	2	2	2
桜島4・南玉垣苑	2◎	1	1	1	1	1
桜島5	2○	3◎	2	2	2	2
桜島6（北・南）	2	2○	2◎	2	2	2
野町東	3	3	3○	3◎	3	3
石垣・末広・桜島7	3	3	3	3○	3◎	3

第七条 守秘義務

選考に関わる地区委員は、選考上知りえた個人情報について、守秘義務を持つものとする。

附則 この細則は、令和2年1月10日から施行する。

改訂：令和5年1月13日 改訂：令和5年10月27日 改訂：令和6年10月25日

■新年度・本部役員候補者の選出に関する細則

第一条

この細則は、桜島小学校 PTA 会則に定める新年度の本部役員候補者に関する事項を定める。なお、当細則の定めに関わらず、教職員を対象とする顧問・書記・会計の候補者については、原則として総会開催時点で校長・教頭の職についている者を選出する事とする。

第二条 役員就任の責務

会員は、会則の定め通り、原則として児童の在校中に一子につき一回、いずれかの役員の任に就く責務を有する。本部役員に選出され、会則に定める任期を満了した者は、それ以降に発生する全ての在校児童（未就学児など、将来に発生する在校児童も含む）に関して、役員の選出に関わる一児童一回の責務を果たしたものとする。なお、前任者の退任等に従い期中に選出された役員については、前任者の残任期間を任期とし、同任期を満了した場合、同責務を果たしたものとする。

第三条 免責事項

以下に挙げる対象者は、新年度本部役員候補者の対象を免れる。

- 1) 本部役員経験者
- 2) 鈴鹿市 PTA 連合会 派遣役員の 2 年任期を満了した者
- 3) 前年度役員就任者（1 年休み）専門部長（3 年休み）地区委員長（3 年休み）学年長（2 年休み）
- 4) 支援学級世帯・未就学児のいる世帯（新年度 4 月現在）・通訳を必要とする世帯・妊婦
- 5) 鈴鹿市 PTA 連合会 派遣役員または次年度の派遣役員及びその補欠に確定した者
- 6) 新年度の地区委員および補欠に確定した者（なお、1～5 に該当する者の、立候補は受け付ける。）

第四条 選出時期

原則として、毎年度 1 月中より募集を行い、1 月末までに選出することとし、具体的な日程は選挙管理委員会が定める。

第五条 選出方法

下記の優先順位に従い立候補または抽選により選出する。

（高学年から順に、以下①～③の手順で規定数を抽選にて選出する。）

- ① 立候補による選出（立候補者が定数を上回る場合、協議・抽選により選出する。）信任投票はしない。
- ② 対象児童で一度も責務を果たしていない者を対象とする抽選による選出。
- ③ 免責対象以外の世帯が全員責務完了している場合、前年度役員で対象児童の責務が未完了の者を対象に選出する。
- ④ 前述③において選出対象者がいない場合、全ての役員経験者より抽選する。なお、本部役員及び市 P 連派遣役員の 2 年任期を満了した者、1 児童につき 2 回以上役員就任した者は免除する。

上記②～④に定める責務の履歴は、会員が委任状兼選出くじに申告記入し、選挙管理委員会にて過去の総会資料でもって確認することとする。本部役員の就任は、全会員の 2 分の 1 以上の承認で決定する。

第六条 選出対象者

各役職の選出対象者は以下の通りとする。

- 1) 顧問：旧年度の会長（途中、顧問に事故があるときは、前年度本部役員に会長が委嘱する。）
- 2) 会長：旧年度の第一副会長
- 3) 第一副会長：現 3 年生の保護者 1 名（立候補は現 1 年生、2 年生、3 年生の保護者より受け付ける）
- 4) 第二副会長：現 3 年生の保護者 1 名（立候補は現 1 年生、2 年生、3 年生の保護者より受け付ける）
- 5) 会計・書記：現 1 年生の保護者 2 名、現 2 年生の保護者 2 名、現 4 年生の保護者 1 名
現 5 年生の保護者 1 名の合計 6 名で協議し、各職 3 名ずつ就任する。
※各学年の定数に基づき選出するが、立候補者がいない学年があった場合は、立候補者を優先し選出する。

第七条 守秘義務

選考に関わる選挙管理委員は、選考上知りえた個人情報について、守秘義務を持つものとする。

附則 この細則は、令和 2 年 1 月 10 日から施行する。

改訂：令和 5 年 1 月 13 日 改訂：令和 5 年 10 月 27 日 改訂：令和 6 年 10 月 25 日

■新年度 サポート委員の選出に関する細則

第一条

この細則は、桜島小学校 PTA 会則に定める新年度のサポート委員選出等に関する事項を定める。

第二条 役員就任の責務

会員は、会則の定め通り、原則として児童の在校中に一子につき一回、いずれかの役員の任に就く責務を有する。サポート委員に選出され、会則に定める任期を満了した者は、同責務を果たしたものとする。

第三条 免責事項

- 1) 本部役員経験者
 - 2) 鈴鹿市 PTA 連合会 派遣役員の 2 年任期を満了した者
 - 3) 前年度役員就任者（1 年休み）専門部長（3 年休み）地区委員長（3 年休み）学年長（2 年休み）
 - 4) 支援学級世帯・3 歳未満児のいる世帯（新年度 4 月現在）・通訳を必要とする世帯・妊婦
 - 5) 新年度の本部役員・地区委員及びその補欠に確定した者
 - 6) 鈴鹿市 PTA 連合会 派遣役員及びその補欠
- ※）なお、上記 1）～5）対象者でも、立候補は受け付ける。

第四条 人数および選出時期

サポート委員は学年単位（クラス×1 名）で選出する。選出時期は 1 月の本部役員選出時に同時に選出する。（選出時 1 年生から 5 年生より選出）

第五条 選出方法

下記の優先順位に従い立候補または抽選により選出する。（高学年から、以下の手順で抽選する。）

- ① 立候補による選出（立候補者が定数を上回る場合、抽選により選出する。）
- ② 対象児童以外の児童も含めて一度も責務を果たしていない者を対象とする抽選による選出。
- ③ 複数の児童を持つ保護者のうち、対象児童を除く 1 名の児童について責務を果たしている者を対象とする抽選による選出。
- ④ 複数の児童を持つ保護者のうち、対象児童を除く複数の児童について責務を果たしている者を対象とする抽選による選出。
- ⑤ 免責対象外の世帯が全員責務完了している場合、前年度役員で対象児童の責務が未完了の者を対象に選出する。
- ⑥ 前述⑤において選出対象者がいない場合、3 歳未満児のいる家庭の免責を外す。
- ⑦ 前述⑥において選出対象者がいない場合、全ての役員経験者より抽選する。なお、本部役員及び市 P 連派遣役員の 2 年任期を満了した者、1 児童につき 2 回以上役員就任した者は免除する。

上記②～⑦に定める責務の履歴は、会員が委任状兼選出くじに申告記入し、旧年度運営委員にて過去の総会資料でもって確認することとする。

第六条 その他役職

学年ごとサポート委員の中から副学年長（1 名）を決定する。

第七条 守秘義務

選考に関わる役員は、選考上知りえた個人情報について、守秘義務を持つものとする。

附則 この細則は、平成 29 年 5 月 20 日から施行する。

改訂：令和 5 年 1 月 13 日

改訂：令和 5 年 10 月 27 日

改訂：令和 6 年 10 月 25 日

■鈴鹿市PTA 連合会への派遣役員の選出に関する細則

鈴鹿市 PTA 連合会（以下、市 P 連）とは、鈴鹿市内の幼稚園・小学校・中学校の各単位 PTA から代表して派遣された役員から構成される連合会です。

第一条

この細則は、市 P 連会則第 10 条に基づき、派遣役員に関する事項を定める。

第二条 選出時期および報告

- 1) 下記の白子中学校ブロック内の小学校 3 校が、輪番制により派遣役員 1 名を該当年度の前年中（市 P 連への報告締切迄）に PTA 会員より選出する。具体的な日程は役員が定める。
 - 2) 派遣役員が決定した後、鈴鹿市 PTA 連合会と白子中学校 PTA 会長に報告する。[該当年度の前年末（12 月末）迄]
- 輪番表（◎：任期 2 年、○：任期 1 年）

小学校名	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
稲生小学校			◎			○	
旭が丘小学校	◎			○			
桜島小学校	選出	○		選出	◎		選出

第三条 役員就任の責務

会員は、会則の定め通り、原則として児童の在学中に一子につき一回、いずれかの役員の任に就く責務を有する。市 P 連派遣役員に選出され、その任期を満了した者は、同責務を果たしたものとする。ただし、市 P 連派遣役員で、任期 2 年の役を満了した者については、それ以降に発生する全ての在籍児童（未就学児など、将来に発生する在籍児童も含む）に関して、役員の選出に関わる一児童一回の責務を果たしたものとする。なお、前任者の退任等に従い期中に選出された役員については、前任者の残任期間を任期とし、同任期を満了した場合、同責務を果たしたものとする。

第四条 免責事項

- 1) 本部役員経験者
- 2) 市 P 連派遣役員の 2 年任期を満了した者
- 3) 支援学級世帯・未就学児のいる世帯（派遣される年度の 4 月現在）・通訳を必要とする世帯・妊婦
- 4) 選出時に本部役員・地区委員・地区委員補欠・サポート委員に確定した者
- 5) 専門部長・地区委員長は 3 年休み、学年長は 2 年休み

※) なお、上記 1)～5) 対象者でも、立候補は受け付ける。

第五条 選出方法

下記①→③の手順で選出する。

- ①立候補による選出（立候補者が定数を上回る場合、協議・抽選により選出する）
- ②対象児童で、1 度も責務を果たしていない者を対象とする抽選による選出。
- ③免責対象以外の世帯が全員責務完了している場合、全ての役員経験者より抽選する。なお、本部役員及び市 P 連派遣役員の 2 年任期を満了した者、1 児童につき 2 回以上役員就任したものは免除する。

第六条 選出対象者

市 P 連派遣役員の選出対象者は、派遣する年度によって以下の通りとし、補欠 1 名もあわせて選出する。

- ・ 2 年任期の年度：選出時に 1 年生～4 年生（該当年度には、2 年生～5 年生になる）保護者より 1 名及び補欠 1 名
- ・ 1 年任期の年度：選出時に 1 年生～5 年生（該当年度には、2 年生～6 年生になる）保護者より 1 名及び補欠 1 名

第八条 活動

派遣役員は、市 P 連活動に参加し、何か周知すべき事柄等がある場合は、必要に応じて運営委員会で報告及び協議する。

第七条 守秘義務

選考に関わる役員は、選考上知りえた個人情報について、守秘義務を持つものとする。

附則 この細則は、平成 28 年 4 月 23 日から施行する。

制定：平成 27 年 1 月 23 日

改訂：令和 5 年 1 月 13 日 改訂：令和 5 年 10 月 27 日 改訂：令和 6 年 10 月 25 日